

滋賀県公報

 令和 4 年
 (2022 年)

 4 月
 1 2 9 9 号

 次
 曜

毎週火・金曜 2回発行

	目	次	(※印は、	県例規集に登	載するもの)
○ 規	則				
※滋賀県マンションの建替え等	の円滑化に関する法律施	行細則の一部を	改正する対	見則(建築課)	1
○ 告	示				
※滋賀県農林水産業共同利用施	設災害復旧事業費補助金	:交付要綱の一部	改正(農政	汝課)	1
障害者の日常生活及び社会生	活を総合的に支援するた	めの法律による	指定障害福	冨祉サービス事	業者の
指定(障害福祉課)					4
障害者の日常生活及び社会生	活を総合的に支援するた	めの法律による	指定障害福	冨祉サービス事	業者の
廃止の届出(障害福祉課)					5
○ 公	告				
大規模小売店舗の新設の届出	の公告(中小企業支援課	<u>!</u>)			5
○ 健康福祉事務所	听告示				
介護保険法による指定居宅サ	ービス事業者の廃止の届	出(東近江)			6
○ 病院事業庁	公 告				
落札者決定の公告					6
○ 雑	報				
計画段階環境配慮書の縦覧公	告				7
		則			

滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年4月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第35号

滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年滋賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第2項」を「同条第2項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 省令第49条第2項第3号の特定行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)第24条第1項の表に掲げる図書
- (2) その他知事が必要と認める図書
- 第5条第1号中「(平成6年滋賀県規則第43号)」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

滋賀県告示第173号

滋賀県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱(昭和48年滋賀県告示第218号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

第8条に次の1項を加える。

- 3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出するに当たつては、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその全額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
 - 第14条に次の1項を加える。
- 2 補助事業者(第8条第3項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者に限る。)は、前項の補助事業実績報告書 を提出するに当たつては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになつた場合には、これを補助金額から減 額して報告しなければならない。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合 (消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第11号) を知事に提出しなければならない。この場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定 した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

別記様式第10号の次に次の1様式を加える。

別記様式第11号 (第16条関係)

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

事業主体住所 名 称 代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付の決定の通知があつた滋賀県農林水産業共同利用施設災害復旧事業 費補助金について、滋賀県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記 のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け第 号による補助金の額の確定通知額 金 円 2 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

この告示は、令和4年4月12日から施行する。

滋賀県告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福 祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年4月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福祉 サービスの種類	指定年月日	事業所番号
多機能型重 症児者等デ イサービス ふぁみりぃ	彦根市高宮町 907番地1	社会福祉法人道	彦根市高宮町 907番地 1	生活介護	令和4.4.1	2510200724
ウェルメント近江八幡	近江八幡市馬淵町681番地	特定非営利活 動法人ウェル メント	甲賀市水口町 笹が丘1番地 59	就労継続支援A 型	令和4.4.1	2510400415
短期入所東 近江沖野	東近江市沖野 二丁目1番8 号	ソーシャル インクルー株 式会社	東京都品川区 南大井六丁目 25番3号	短期入所	令和4.4.1	2510500784
短期入所草 津橋岡町	草津市橋岡町 173-4	ソーシャル インクルー株 式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所	令和4.4.1	2510600881
アトリエヲ ト	草津市野村六 丁目10-21	一般社団法人 no-de	草津市草津一 丁目13番12号	就労継続支援B 型	令和4.4.1	2510600899
短期入所住 倉栗東	栗東市十里 306-1	社会福祉法人 三穂の園	岡山県倉敷市 玉島服部3788 番地1	短期入所	令和4.4.1	2511200335
ルミエル スーパーB 45	野洲市大篠原 86番地	特定非営利活 動法人ルミエ ル	野洲市大篠原 91番地	就労継続支援B 型	令和4.4.1	2511300382
スマイルエンジニア	愛知郡愛荘町 平居877番地1	株式会社スマ イルエンジニ ア	愛知郡愛荘町 平居877番地1	就労継続支援A 型	令和4.4.1	2511700110
生活介護わ一くる夢	高島市今津町 桜町二丁目3 -5	社会福祉法人ゆたか会	高島市今津町 南新保87番地 15	生活介護	令和4.4.1	2512200268
虹(自立生活援助事業)	高島市新旭町 北畑962番地1	社会福祉法人 虹の会	高島市新旭町 北畑45番地	自立生活援助	令和4.4.1	2512200383
自立支援 センターせ っとあっぷ	米原市米原中 町通549番地	社会福祉法人 あせんぶる おーる	米原市米原中 町通549番地	自立訓練(生活 訓練)	令和4.4.1	2512400199
ソーシャル インクルー ホーム東近 江沖野	東近江市沖野二丁目1番8号	ソーシャル インクルー株 式会社	東京都品川区 南大井六丁目 25番3号	共同生活援助 (日中サービス 支援型)	令和4.4.1	2520500360
ソーシャル インクルー	草津市橋岡町	ソーシャル インクルー株	東京都品川区南大井六丁目	共同生活援助 (日中サービス	令和4.4.1	2520600178

	ホーム草津 橋岡町	173 – 4	式会社	25番3号	支援型)		
;	グループ ホーム住倉 栗東	栗東市十里 306-1	社会福祉法人 三穂の園	岡山県倉敷市 玉島服部字弥 高3788番地1	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和4.4.1	2521200085
	グループ ホームが じゅまる	野洲市西河原 2597	株式会社結い風	近江八幡市安 土町下豊浦 4552番地1	共同生活援助 (外部サービス 利用型)	令和4.4.1	2521300075

滋賀県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年4月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の 所 在 地	名称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福祉 サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
LAPLU S共育セン ター	彦根市平田町 194-2	CoCrea tion合同 会社	彦根市西今町286 -11	自立訓練(生活訓練)	2510200518	令和4.3.31
多機能型重 症児者等デ イサービス ふぁみりぃ	彦根市高宮町 907番地1	特定非営利活動法人道	彦根市高宮町907 番地1	生活介護	2510200559	令和4.3.31
信楽くるみ作業所	甲賀市信楽町 長野92番地	社会福祉法人 信楽くるみ福 祉会	甲賀市信楽町長 野92番地	就労移行支援	2511400240	令和4.3.31
グ ル ー プ ホーム守山	守山市下之郷 3-14-9	社会福祉法人 白蓮	守山市下之郷3 -14-9	共同生活援助	2520700051	令和4.3.31
第2コスモ スホーム	愛知郡愛荘町 軽野甲342番地	社会福祉法人あすなろ福祉会	犬上郡豊郷町大 字沢506番地1	共同生活援助	2521700027	令和4.3.31

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年4月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ラ・ムー長浜店 長浜市祇園町字ハタチ337番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産 株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,711平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 59台
- 7 駐輪場の収容台数 49台

- 8 荷さばき施設の面積 112平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
 - (1) 廃棄物保管施設の計画 3.1立方メートル
- ② リサイクル品保管施設の計画 11.9立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和4年3月28日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

- (2) 縦覧期間 令和4年4月12日から令和4年8月12日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年8月12日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から 廃止の届出があった。

令和4年4月12日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービス の 種 類	介護保険事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人おうみコアラ	近江八幡市十 王町919番地 TWIN O AKS A棟 10号	特定非営利活動法人 おうみコアラ 理事長 今井洋佐	近江八幡市十 王町 919 番 地 TWIN O AKS A棟 10号	訪問介護	2570400834	令和4.4.10
東近江市社 会福祉協議 会デイサー ビスセンタ ーじゅぴあ	東近江市妹町 29番地	社会福祉法人東近江 市社会福祉協議会 会長 大塚ふさ	東近江市今崎 町21番地 1	通所介護	2570500336	令和4.3.31

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を 定める規定(平成28年6月1日病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和4年4月12日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 委託業務名および数量 滋賀県立小児保健医療センターにおける清掃業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する機関 滋賀県立小児保健医療センター事務局 〒524-0022 守山市守山五丁目 7 番30号 電話 077-582-6200
- 3 落札を決定した日 令和4年3月28日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社中央保健工業社 京都府京都市右京区西院清水町65番地の4
- 5 落札金額 37,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 令和4年2月8日(火)
- 8 その他 滋賀県清掃業務低入札価格調査審査委員会において審査済み

雑

計画段階環境配慮書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の3第1項の規定に基づき、株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書を作成し、滋賀県知事および守山市長に送付しましたので、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和4年4月12日

- 1 公告する事業者 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
- 3 配慮対象事業の名称等
 - (1) 名称 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業
 - (2) 種類 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物の新築の事業 (滋賀県環境影響評価条例別表第16号)
 - (3) 規模 建築物の高さ100メートル未満、延べ面積(許容容積対象面積)約59,996.46平方メートル
- 4 事業実施想定区域 守山市浮気町300番地24他(住居表示)
- 5 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県南部環境事務所(草津市草津三丁目14番75号)

守山市都市経済部地域振興課(守山市吉身二丁目5番22号)

株式会社村田製作所ホームページ (https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/assessment/moriyama)

- 6 計画段階環境配慮書の縦覧の期間および時間 令和4年4月12日から令和4年5月11日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出
- (1) 当該計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見のある方は②の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和4年4月12日から令和4年5月11日までの間に株式会社村田製作所 管理グループファシリティ部 建設課(〒617-8555 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号)宛てに意見書を郵送(必着)、または電子メール (moriyama. assess22@murata. com) により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社村田製作所ホームページからダウンロードできます。
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先

事業計画に関する問合せ先 株式会社村田製作所 管理グループ ファシリティ部 建設課 電話 075-955-6503 担当 河野降治

計画段階環境配慮書に関する問合せ先 株式会社KANSOテクノス 環境部 環境アセスグループ 電話 06 -6263-7310 担当 藤井義之